


4 / 27 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 4月27日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	北海道苦情審査委員の活動状況報告(令和4年度第4四半期)について												
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者											
		発表場所											
概要	<p>北海道苦情審査委員に関する条例第18条に基づき、令和5年1月1日から3月31日までの苦情審査委員の活動状況報告がありましたので、お知らせします。</p> <p>【概要】</p> <p>1 北海道苦情審査委員の活動状況</p> <p>(1) 苦情申立ての状況</p> <p style="padding-left: 20px;">知事部局 6件</p> <p>(2) 処理状況(10件 ※うち4件は継続分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査を終えた事案 4件 <li style="padding-left: 20px;">(内訳) <li style="padding-left: 40px;">申立ての趣旨に一部沿ったもの 2件 <li style="padding-left: 40px;">道の機関の行為に不備がないもの 2件 ・審査をすることができない事案 1件 ・審査を中止した事案 1件 ・審査中の事案 2件 ・審査することが適当か申立ての内容を検討中の事案 2件 <p>2 苦情審査事案等 </p> <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/119308.html</p> <p>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">審査結果の区分</th> <th style="text-align: center;">根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの</td> <td>条例第15条第1項</td> </tr> <tr> <td>制度の改善を求める意見の表明をしたもの</td> <td>条例第15条第2項</td> </tr> <tr> <td>申立ての趣旨に沿ったもの</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">条例第13条第5項</td> </tr> <tr> <td>申立ての趣旨に一部沿ったもの</td> </tr> <tr> <td>道の機関の行為に不備がないもの</td> </tr> </tbody> </table>			審査結果の区分	根拠条文	是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	条例第15条第1項	制度の改善を求める意見の表明をしたもの	条例第15条第2項	申立ての趣旨に沿ったもの	条例第13条第5項	申立ての趣旨に一部沿ったもの	道の機関の行為に不備がないもの
審査結果の区分	根拠条文												
是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	条例第15条第1項												
制度の改善を求める意見の表明をしたもの	条例第15条第2項												
申立ての趣旨に沿ったもの	条例第13条第5項												
申立ての趣旨に一部沿ったもの													
道の機関の行為に不備がないもの													
参考													

報道(取材)に 当(た)つて の(お)願(い)			
他(の)ク(ラ)ブ と(の)関(係)	同(時)配(付) 同(時)レ(ク)	(場(所))	

担(当) (連(絡)先)	総合政策部知事室道政相談センター 主幹 沼田 祐宏 TEL ダイヤルイン 011-204-5523 内線21-702		
-----------------	--	--	--